

平成 30 年第 4 回小城市議会定例会提案理由
(平成 30 年 12 月 5 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 30 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第 58 号 小城市議会議員及び小城市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございますが、公職選挙法の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、従前は認められていなかった市議会議員候補者の選挙運動用ビラ^{はんぷ}頒布が解禁となり、その作成に要する費用について無料とするものでございます。

次に、議案第 59 号 佐賀市と小城市との公共下水道事業に関する事務の委託の変更についてでございますが、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、現在稼動中であり、清水

浄化センターの維持管理の効率化を図ることを目的として、下水道集団整備事業で維持管理を行うため、佐賀市と小城市との公共下水道事業に関する事務の委託に関する規約の一部を変更するものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 60 号 平成 30 年度小城市一般会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 8,539 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 218 億 5,260 万 1 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、「道路網及び都市計画道路見直し事業」を追加するものでございます。

第 3 表 債務負担行為補正は、「小城保健福祉センター指定管理料」と「芦刈保健福祉センター指定管理料」を追加するものでございます。

第 4 表 地方債補正は、「市営住宅建替事業（合併特例債）」から「体育施設災害復旧事業（災害復旧事業債）」までの 6 事業を追加するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費では、小規模多機能型居宅介護事業所の整備補助金などを計上しております。

第 8 款 土木費では、長期間未着手となっている都市計画道路の見直し費用などを計上しております。

第 11 款 災害復旧費では、豪雨や台風で被災した農業用施設や林業施設、市道、体育施設の復旧費用などを計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、市債の増額のほか、市税、地方特例交付金などを増額し、財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 61 号 平成 30 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 538 万 5 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 5,195 万 5 千円とするものでございます。

第 2 表 地方債補正は、公共下水道事業及び公営企業会計適用の借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出では、公共下水道事業費、公債費の減額及び個別排水処理施設整備事業費の増額でございます。

また、歳入では、市営浄化槽事業分担金及び基金利子などの増額、各種事業に伴う繰入金の減額を計上するものでございます。

次に、議案第 62 号 平成 30 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額 48 億 5,715 万 4 千円に変更はなく、歳出予算を組替えるものでございます。

補正の主な内容でございますが、保険給付費において、退職被保険者分の療養給付費等が不足することから一般被保険者分との組替えを行うものでございます。

次に、議案第 63 号 平成 30 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的支出の既定予算に 664 万 2 千円を追加し、補正後の予算総額を 13 億 4,342 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、医業費用では委託料などの経費と外勤医師の謝金を追加し、医業外費用では、おむつなどの入院セットを減額いたすものでございます。

次に、議案第 64 号 小城市小城保健福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、社会福祉法人 小城市社会福祉協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 65 号 小城市芦刈保健福祉センターの

指定管理者の指定についてでございますが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間、社会福祉法人 小城市社会福祉協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 66 号 小城市道路線の認定についてでございますが、本議案の友田支線 2 号線につきましては、市営友田団地の廃止に伴い、新設するもので、今後、市道として管理する必要があるので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 67 号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、平成 30 年度 三日月特定環境保全公共下水道事業 三日月浄化センター建設工事で、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

三日月浄化センターにつきましては、平成 19 年 3 月に供用開始を行い、現在は 4^{いけ}池で水処理を行っているところでございます。

今回提案しております工事は、汚水流入量の増加に対応するため、5 池、6 池目の水処理棟を増設するものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、

契約の金額は、5億5,803万6千円、契約の相手方は、
中島^{なかしま}・岡本^{おかもと}・久保^{くぼ}建設共同企業体 代表者 株式会社
中島^{なかしま}工務店 代表取締役 中島^{なかしま}信哉^{しんや}でございます。

工期は、本契約締結日から平成31年12月20日まで
を予定いたしております。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結についてで
ございますが、この工事は、平成30年度小城市立小中
学校空調設備整備事業 小城市立小中学校空調設備整
備工事で、地方自治法第96条第1項第5号の規定によ
り、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、市内小中学校全12校
の普通教室等への空調設備整備工事でございます。

契約の方法は、公募型プロポーザルによる随意契約
で、契約の金額は4億3,991万1千円、契約の相手方
は、九電工・石橋・中部ガス・鮎川建設共同企業体 代
表者 株式会社九電工 佐賀支店 上席執行役員支店
長 大嶋^{おおしま} 知行^{ともゆき}でございます。

工期は、本契約締結日から平成31年11月29日まで
を予定しております。

続きまして、報告第11号から報告第15号までを御
報告申し上げます。

まず、報告第11号 専決処分の報告についてでござ

いますが、平成 30 年 9 月 2 日、市主催の小城町民秋季ソフトボール大会において、駐車中の相手方車両のフロントガラスに打球が当たり破損させさせたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、平成 30 年 9 月 26 日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 12 号 専決処分の報告についてでございますが、平成 30 年 7 月 27 日、史跡土生遺跡公園内駐車スペースにおいて、相手方車両が道路に出ようとした際に、側溝のグレーチングをはね上げ相手方車両を損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、平成 30 年 10 月 5 日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 13 号 専決処分の報告についてでございますが、平成 30 年 5 月 9 日、生きがいデイサービス送迎バス車内にて、デイサービス担当職員が補助席を通路側に倒した際、補助席座面が相手方の右ふくらはぎに接触し、負傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により平成 30 年 10 月 9 日付けで専決処分をし

ましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 14 号 専決処分の報告についてでございますが、平成 30 年 8 月 17 日、可燃物収集車が地区のごみ収集所に進入する際、駐車中の相手方の車両に接触し、損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、平成 30 年 10 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 15 号 専決処分の報告についてでございますが、平成 30 年 9 月 27 日、市職員が小城市役所駐車場で草刈り機を使用して、花壇の草刈りをしていた際、石をはね、駐車中の相手方の車両後部ガラスを破損させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、平成 30 年 11 月 12 日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましても、その概要を御説明しましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

て、提案理由の説明とさせていただきます。